

(1) 保険（医療・介護）

① 医療保険

外国人を含め、日本に住む人はみんな、公的医療保険に入らなければなりません。

公的医療保険のおかげで、安いお金で、けがや病気の治療を受けることができます。

※ふつうの治療は、保険を使うことができますが、保険を使うことができない治療もあります。詳しいことは、病院に聞いてください。

日本の公的医療保険には、次の3種類があります。

- A 国民健康保険
- B 健康保険
- C 後期高齢者医療制度

A 国民健康保険

入る人：会社の健康保険に入っていない人（自営業の人、仕事をしていない人など）

自分で払う医療費の割合：

0歳～小学校に入学する前 2割

小学校に入学した後～69歳 3割

70歳～74歳 2割（一定以上の所得がある人：3割）

※保険料を払うことができない人は、保険料を安くしてもらったり、少しずつ分けて払うことができるかもしれません。

手続きや保険料など、詳しいことは、国保年金課に聞いてください。

7. 保険（医療・介護）と年金

B 健康保険

入る人：会社で働く人とその家族

会社によっては、健康保険に入れないところもあります。

仕事が決まったら、詳しいことを会社に聞いてください。

自分で払う医療費の割合：

0歳～小学校に入学する前 2割

小学校に入学した後～69歳 3割

70歳～74歳 2割（一定以上の所得がある人：3割）

手続きや保険料など、詳しいことは、自分が働いている会社に聞いてください。

C 後期高齢者医療制度

入る人：① 75歳以上の人

② 65～74歳の人で、障害があるという認定を受けた人

自分で払う医療費の割合：1割（一定以上の所得がある人：3割）

手続きや保険料など、詳しいことは、国保年金課に聞いてください。



※住所が変わるときや、子どもが生まれたとき、他の健康保険に変えるとき（例：仕事を始めたので、国民健康

保険から会社の健康保険に変える）、保険に入っている人が死亡したときは、会社や役所に知らせます。

7. 保険（医療・介護）と年金

国民健康保険と後期高齢者医療制度に入っている人は、変更のあった日から14日以内に、国保年金課に知らせてください。

★手続き・問い合わせ

泉佐野市役所 国保年金課

電話番号：072-463-1212（内線2121～2129・2197～2199）

7. 保険（医療・介護）と年金

② 介護保険

年をとっても、安心して生活が送れるように、社会全体で、介護が必要な人を支える制度です。



入る人：① 65歳以上の人

② 40～64歳の人で、医療保険（健康保険、国民健康保険）に入っている人

※外国人も介護保険に入ります。（一部例外あり）

介護サービスを使うことができる人：

①

- いつも介護を必要とする人（寝たきりや、認知症の人など）
- いつも介護が必要な状態ではないが、日常生活で助けが必要な人

②

- 特定の病気が原因で、介護が必要な人

介護サービスを使った場合に、自分で払うお金の割合：

①：1～3割（所得によって違います）

②：1割

使うことができる介護サービス

<在宅サービス>

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問看護

7. 保険（医療・介護）と年金

- 訪問入浴介護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護（デイサービス）
- 短期入所（ショートステイ）
- 福祉用具のレンタルなど

<施設サービス>

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など

<地域密着型サービス>

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など



★問い合わせ

泉佐野市役所 介護保険課

電話番号：072-463-1212（内線2161～2164、2167～2169）